

2019年12月13日

株式会社セブン銀行

代表取締役社長 舟竹 泰昭 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事

消費者機構日本
佐々木 幸孝

申入れ書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレット等をご覧ください。

この度、貴行のカードローンである「ローンサービス規定」を拝見したところ、相続開始時に期限の利益を喪失する旨の条項がありました。当機構では、当該条項は、消費者契約法第10条に抵触する可能性があると考えておりますので、消費者契約法第12条に基づき下記のとおり是正を申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴行の文書による回答を2020年1月17日までに当機構にお送りください。

本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴行からの回答の有無、回答の内容等を適宜公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容・経過・結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

なお、回答書には貴行の本件の担当者のお名前、部署、電話番号、FAX、e-mailを記載ください。どうぞ、よろしく願いいたします。

<本件の問い合わせ先>

担当：磯辺、吉備

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

TEL：03-5212-3066 FAX：03-5216-6077

e-mail：isobe@coj.gr.jp、kibi@coj.gr.jp

＜申入れの趣旨＞

○貴行の「ローンサービス規定」のうち、第9条1項(8)の削除を求めます。

＜申入れの理由＞

1. 「ローンサービス規定」の第9条1項(8)の内容

貴行の「ローンサービス規定」第9条1項は「期限の利益の喪失」を定めており、下記内容となっています。

第9条(期限の利益の喪失)

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合は、当社からの通知・催告等がなくても、本契約による一切の債務について期限の利益を失うこととし、ただちに債務を全額返済するものとします。
 - (1) 約定返済を遅延し、翌々月の約定返済日の15日後までに遅延金額全額を返済されなかった場合
 - (2) お支払いの停止または破産、強制執行、特定調停もしくは民事再生手続開始のお申立てがあった場合、または任意整理を開始した場合
 - (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 預金その他の当社に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令の通知が発送された場合
 - (5) 本契約による債務につき、当社所定の保証会社より保証の取消し、解約の申出があった場合
 - (6) 本契約による債務に限らず、当社に対する債務の1つでも期限の利益を喪失した場合
 - (7) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由により、当社からの通知がお届けの住所に到達せず所在が不明となった場合
 - (8) 相続の開始があった場合

そして、当機構が削除を求める第9条1項(8)は、「相続開始があったときには期限の利益を失うことから直ちに債務全額を返済する」旨(以下、「本件条項」といいます。)が定められています。

2. 本件条項の消費者契約法第10条該当性の検討

消費者契約法第10条は、下記内容にて、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めています。

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則

に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(1) 第1要件該当性 ～任意規定に比して義務を加重している～

民法は、期限の利益については、以下のように定めています。

(期限の利益及びその放棄)

第136条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

- 2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第137条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

民法第136条第1項は、期限の利益は債務者のためにあると定め、同137条は債務者が期限の利益を喪失する場合を定めていますが、「相続の開始があったとき」は期限の利益の喪失事由とされていません。また同条が定める期限の利益の喪失事由はいずれも債務者が債務を履行できない蓋然性が高い場合であって、しかも債務者にその責がある場合ということができそうですが、債務者に「相続の開始があった」ことにより債務を履行ができない蓋然性が高まるとは必ずしもいえず、また「相続」は債務者の責によるものでもありません。このように「相続の開始があったとき」を期限の利益の喪失事由とすることは、民法136条1項、同137条の任意規定と比べて消費者である債務者の義務を加重するものといえます。

また、民法は、相続の効力について、以下のとおり定めています。

(相続の一般的効力)

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

民法第896条によれば、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益がある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に一律に期限の利益を失うとする条項であり、民法第896条に比して消費者の義務を加重しているともいえます。

(2) 第2要件該当性 ～信義則違反の一方的侵害性～

本件条項が適用された場合の相続人(消費者)の利益状況を検討してみると、

債務者が死亡した場合、相続した債務について分割なら支払えるが一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が銀行から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合もあります。また、債務について銀行の保証会社が代位する場合は、銀行所定のカードローンの利息より高い遅延損害金を支払わなければならないのが通例です。

この点、銀行は本件条項を設けた趣旨について、「カードローンは属人性の信用に対して貸し付けている。各属人の信用に対して貸出金額、金利、貸出期間、極度額(反復借入れを含む)を認めている貸付形態なので、債務者が死亡した場合に、その内容がそのまま相続人に引き継がれるということにはならない。」と主張されるかもしれません。

しかし、この主張は貸出しに対しては妥当するでしょうが、単なる債務の弁済については妥当しないと考えられます。もちろん収入という点では、変化もありえますが、増える場合もありますので、相続人の返済能力が一律に下がったり無くなったりするわけでもありません。

被相続人に対して無担保で貸し付けを行っているとしても、単に被相続人の収入だけで判断しているのではなく、特定の担保は取ってなくとも、被相続人の全財産を担保として貸し付けているといえます。また、相続により、被相続人の資産はすべて相続人に承継されますので、資産という点では変化はありません。

そして、貴行は保証会社が代位する場合は、被相続人の死亡という偶然の事情により、保証会社からの保証により全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避できます。しかし、貴行の保証会社であるアコム株式会社の「ローンサービス保証委託契約約款」第3条により、相続人は保証会社に対して一括返済することとなり、また、分割返済の交渉をしている間も利息よりも高い遅延損害金を加算されることが通例であり、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき」のみで期限の利益を失わせる条項は、貴行には民法の規定以上に利益があり、カードローン利用者である相続人(消費者)にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

3. まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削除を求めるものです。

なお、当機構では、本件と同様の条項のあるカードローン約款を定めていた三井住友銀行及びみずほ銀行、三菱UFJ銀行に対して当該条項の削除を求めたところ、3行は申入れの趣旨を理解されて、当該条項を任意に削除したという経緯がありましたことを付記いたします。

以上

添付書類

資料1：三井住友銀行との協議結果 公表内容

資料2：みずほ銀行との協議結果 公表内容

資料3：三菱UFJ銀行との協議結果 公表内容